

米子浄化場槽清掃及び槽内清掃残渣物収集運搬業務委託仕様書

1 総 則

本仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注する米子浄化場槽清掃及び槽内清掃残渣物収集運搬業務（以下「清掃業務」という。）に適用する。

清掃業務受託者（以下「乙」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令等、契約書及び本仕様書に定める事項について遵守し、清掃業務を行うこと。

本仕様書は、清掃業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、清掃業務を行うために必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無に関わらず、乙の責任において実施しなければならない。なお、乙は本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と協議し、その指示に従うものとする。

2 清掃業務

(1) 業務場所

米子浄化場 米子市安倍2 1 3 番地

(2) 業務履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容及び実施回数

① 沈砂槽清掃及び残渣物場内運搬（A・C・D・E 槽一式）	2 2 回
② し尿受入槽清掃及び残渣物場内運搬	4 回
③ 浄化槽汚泥受入槽清掃及び残渣物場内運搬	2 回
④ し尿貯留槽清掃	1 回
⑤ 雑排水槽、脱水分離液槽及び浄化槽汚泥貯留槽清掃	1 回
⑥ 濃縮汚泥貯留槽清掃	1 回
⑦ 凝集沈殿設備清掃	1 回
⑧ 高度処理系水槽清掃	1 回
⑨ プラント配管清掃	1 回
⑩ 脱気槽及びスカムピット清掃	1 回

(4) 業務詳細

別紙「業務手順書」のとおり

3 完了報告

乙は、毎月の清掃業務の処理結果について、下記の書類を各1部提出すること。

(1) 委託業務完了報告書

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業等に関する記録

(3) 写真（清掃作業箇所ごとに、作業前、作業中、完了後）

(4) その他、甲の指示した書類

4 遵守事項

- (1) 乙は業務内容を手順書により十分把握すること。
※手順書に記載する平日とは、休日（日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、並びに12月29日から1月3日までの日。）以外の日をいう。
- (2) 本業務は、甲の示す米子浄化場槽清掃業務実施日程計画表に基づき実施すること。乙がやむを得ず日程を変更する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の実施時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 乙は、本業務のうち水槽内の清掃作業にあたっては、作業者の酸素欠乏・硫化水素中毒を防止するための措置をする者として、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者から酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下「作業主任者」という。）を選任すること。
- (5) 乙は、清掃に用いる機器等を設置する場合は、甲と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 乙は、業務現場の実情を十分把握し、作業員の管理体制、作業体制及び非常時の救急体制等を十分に備えること。また、作業における届出連絡並びに立入禁止処置等について、事前に甲と打ち合わせすること。
- (7) 乙は、業務手順、各器具使用方法及び非常時の処置等の業務に必要な事項を作業従事者全員に周知徹底させること。
- (8) 業務に伴う作業及び機材の使用については、必ずその取り扱いに必要な知識を有する資格取得者が行うこと。また、資格取得者は資格証等を常に携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示すること。
- (9) 乙が、甲の機材等を使用する場合は、作業主任者が甲に許可を得てから使用すること。また、作業主任者が責任を持って返却すること。
- (10) 乙は、清掃作業中に発生する臭気については、万全の対策を行うこと
- (11) 業務の履行に際し、疑義が生じた場合は、その都度協議し決定すること。
- (12) 業務の実施及び手順等については担当職員と事前打合せを行い、米子浄化場の運転管理業務に支障を来さないこと。
- (13) 業務完了後は、後片付け及び清掃を行うこと。

5 安全管理

- (1) 乙は、業務場所の特殊性等を考慮し、作業に必要な労働災害等の事故防止及び安全衛生対策を講じること。
- (2) 乙は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒及び引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等、その他関係法規を遵守するとともに、作業者に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。

業 務 手 順 書

沈砂槽清掃及び残渣物場内運搬（A・C・D・E 槽一式）手順書

1. 対象設備 沈砂槽（4 槽）、沈砂除去装置

2. 業務手順（年 2 2 回 通常平日午後から実施）

（1）沈砂除去装置清掃

- ① 沈砂洗浄タンク内の清掃残渣物を沈砂吐出ゲートから除去し、こし網及び手選別等により、砂・石等の瓦礫・不燃物・可燃物に分別し、甲の指示する場所に運搬する。
- ② 沈砂洗浄タンク内部の水洗浄を行い、タンク下部のドレン水抜き配管を洗浄水等で清掃する。
- ③ 吐出口を閉める際は、合わせ面にごみ等の付着物がないか確認すること。

（2）沈砂槽（4 槽）清掃

- ① 沈砂枡を引き上げ、上澄み液を受入槽に移送する。
- ② 沈砂を沈砂除去装置により沈砂洗浄タンクに移送する。
※沈砂を一度にタンクに移送できないときは、必要に応じてタンク上部ドレン管より排水し、タンク内の水位を下げてから再度移送すること。
※排水は、タンク内の沈砂を沈殿させた後行うこと。
- ③ その他甲の指示する槽の清掃を行う。

し尿受入槽清掃及び残渣物場内運搬手順書

1. 対象設備 し尿受入槽、沈砂除去装置

2. 業務手順（年 4 回 通常休日午前から実施）

（1）沈砂除去装置清掃

- ① 沈砂洗浄タンク内の清掃残渣物を沈砂吐出ゲートから取り出し、こし網及び手選別等により、砂・石等の瓦礫・不燃物・可燃物に分別し、甲の指示する場所に運搬する。
- ② 沈砂洗浄タンク内部の水洗浄を行い、タンク下部のドレン水抜き配管を洗浄水等で清掃する。
- ③ 吐出口を閉める際は、合わせ面にごみ等の付着物がないか確認すること。

（2）し尿受入槽清掃

- ① 槽内残渣物を沈砂除去装置により沈砂洗浄タンクに移送する。
- ② 槽内に入り、既設の洗浄ホースにより清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ③ 清掃により槽内に溜まった水等は、沈砂除去装置等により沈砂洗浄タンクに移送する。
※残渣物を一度にタンクに移送できないときは、必要に応じてタンク上部ドレン抜きより排水し、タンク内の水位を下げてから再度移送すること。
※排水は、タンク内の沈砂を沈殿させた後行うこと。

浄化槽汚泥受入槽清掃及び残渣物場内運搬手順書

1. 対象設備 浄化槽汚泥受入槽、沈砂除去装置

2. 業務手順（年 2 回 通常平日午後から実施）

（1）沈砂除去装置清掃

- ① 沈砂洗浄タンク内の清掃残渣物を沈砂吐出ゲートから取り出し、こし網及び手選別等により、砂・石等の瓦礫・不燃物・可燃物に分別し、甲の指示する場所に運搬する。
- ② 沈砂洗浄タンク内部の水洗浄を行い、タンク下部のドレン水抜き配管を洗浄水等で清掃する。
- ③ 吐出口を閉める際は、合わせ面にごみ等の付着物がないか確認すること。

（2）浄化槽汚泥受入槽清掃

- ① 槽内残渣物を沈砂除去装置により沈砂洗浄タンクに移送する。
- ② 槽内に入り、既設の洗浄ホースにより清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ③ 清掃により槽内に溜まった水等は、沈砂除去装置等により沈砂洗浄タンクに移送する。
※残渣物を一度にタンクに移送できないときは、必要に応じてタンク上部ドレン抜きより排水し、タンク内の水位を下げてから再度移送すること。
※排水は、タンク内の沈砂を沈殿させた後行うこと。

し尿貯留槽清掃手順書

1. 対象設備 し尿貯留槽

2. 業務手順（年 1 回 通常休日午前から実施）

し尿貯留槽清掃

- ① 槽内に溜まり液があるときは、強力吸引車等により甲の指示する槽（沈砂槽等）に移送する。
- ② 強力吸引車等の吸引臭気は、専用の前室臭気捕集ダクトに接続し、処理すること。
- ③ 槽内残渣物を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。
- ④ 強力吸引車等のタンクが満杯になったときは、水切りのため上澄み液を沈砂槽に移送する。
- ⑤ 槽内に入り、高圧洗浄機等を使い、槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ⑥ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。

雑排水槽、脱水分離液槽及び浄化槽汚泥貯留槽清掃手順書

1. 対象設備 雑排水槽、脱水分離液槽及び浄化槽汚泥貯留槽

2. 業務手順（年 1 回 通常休日午前から実施）

（1）雑排水槽清掃

- ① 槽内に上澄み液がある場合は、強力吸引車等により甲の指示する槽（沈砂槽等）に移送する。
- ② 槽内に入り、高圧洗浄機等を使い、槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ③ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。

（2）脱水分離液槽清掃

- ① 槽内に上澄み液があるときは、強力吸引車等により甲の指示する槽（沈砂槽等）に移送する。
- ② 槽内に入り、高圧洗浄機等を使い、槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ③ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。

（3）浄化槽汚泥貯留槽清掃

- ① 槽内に溜まり液があるときは、強力吸引車等により甲の指示する槽（沈砂槽等）に移送する。
- ② 強力吸引車等の吸引臭気は、専用の前室臭気捕集ダクトに接続し、処理すること。
- ③ 槽内残渣物を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。
- ④ 強力吸引車等のタンクが満杯になったときは、水切りのため上澄み液を沈砂槽に移送する。
- ⑤ 槽内に入り、高圧洗浄機等を使い、槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ⑥ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。

濃縮汚泥貯槽清掃手順書

1. 対象設備 濃縮汚泥貯槽

2. 業務手順（年 1 回 通常平日午後から実施）

濃縮汚泥貯槽清掃

- ① 槽内残渣物を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。
- ② 槽内に入り、高圧洗浄機等を用いて槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ③ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。

凝集沈殿設備清掃手順書

1. 対象設備 凝集沈殿設備（混和槽、凝集槽）

2. 業務手順（年 1 回 通常平日午前から実施）

混和槽、凝集槽清掃

- ① 槽内に必要以上の上澄み液がある場合は、水中ポンプを用いて甲の指示する槽（沈砂槽等）へ移送する。
- ② 槽内堆積残渣物は、強力吸引車等により除去し沈砂槽に移送する。
- ③ 槽内に入り、高圧洗浄機等を用いて槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ④ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により沈砂槽に移送する。

高度処理系水槽清掃手順書

1. 対象設備

高度処理系水槽（ろ過原水槽、ろ過処理水槽、吸着処理水槽）

2. 業務手順（年 1 回 通常平日午前から実施）

ろ過原水槽、ろ過処理水槽、吸着処理水槽清掃

- ① 槽内の上澄み液を強力吸引車等により甲の指示する槽（雑排水槽等）に移送する。
- ② 槽内堆積残渣物を強力吸引車等により甲の指示する槽（濃縮汚泥貯槽、沈砂槽等）に移送する。
- ③ 槽内に入り、高圧洗浄機等を用いて槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ④ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により甲の指示する槽（濃縮汚泥貯留槽、沈砂槽等）に移送する

プラント配管清掃手順書

1. 対象設備 ろ過塔配管及び放流水配管等

2. 業務手順（年 1 回 通常平日午前から実施）

ろ過塔配管及び放流水配管清掃

- ① ろ過塔ポンプ吸込み管からろ過塔までの配管、放流水配管及び余剰汚泥ポンプ吐出配管等を取り外す。このとき、周辺の機器に水が掛からないようにシート等で養生すること。（※雑排水ポンプ、分離液ポンプ等の配管も清掃する場合がある。）
- ② 配管及び取り外した配管等を高圧洗浄機等で清掃する。
- ③ 取り外した配管等を取り付ける。
- ④ 試運転を行い、水漏れ等の有無を確認する。

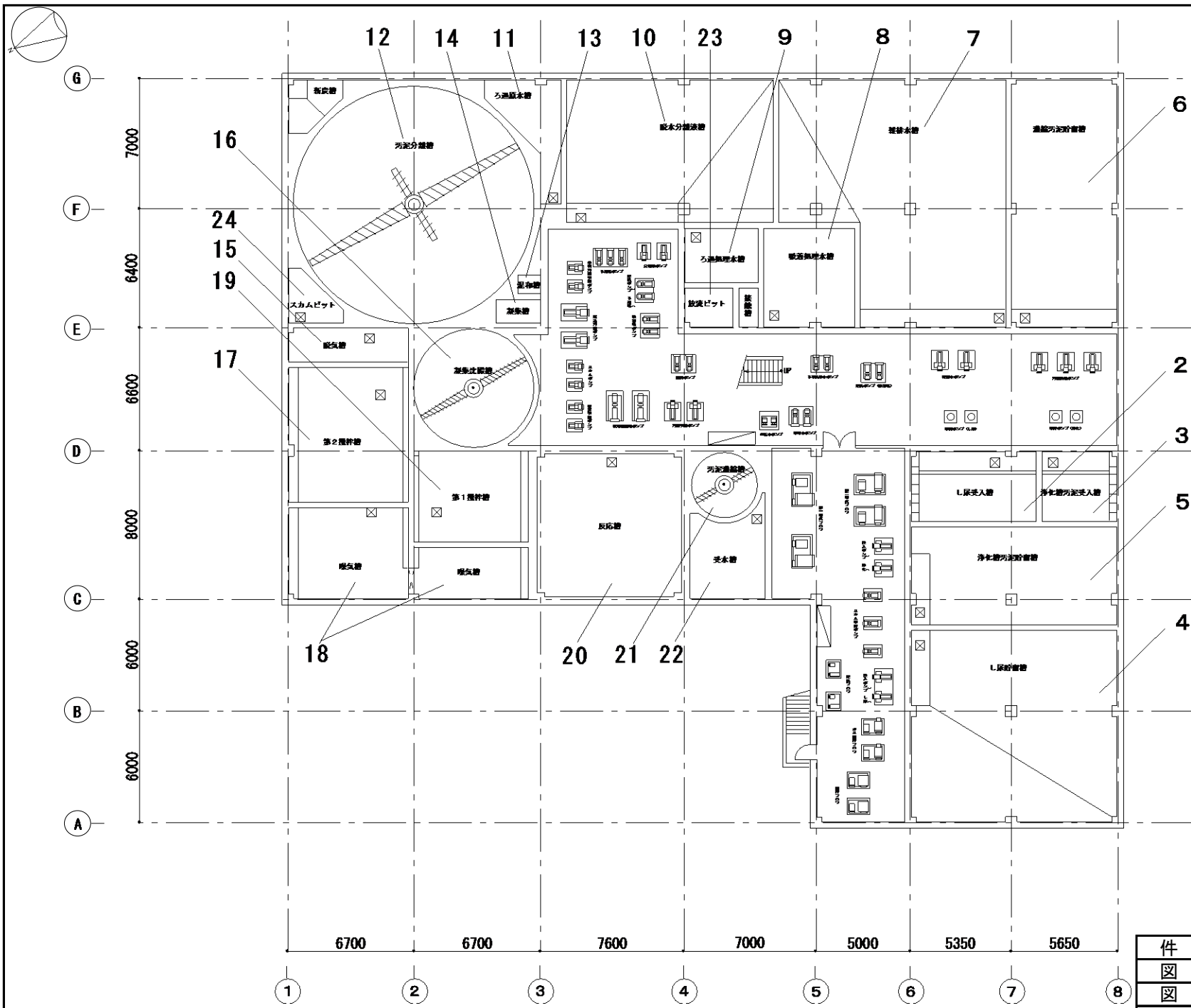
脱気槽及びスカムピット清掃手順書

1. 対象設備 脱気槽及びスカムピット

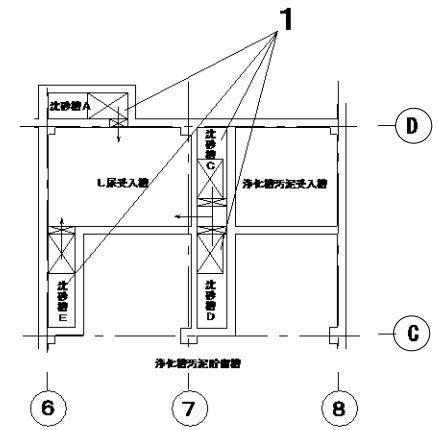
2. 業務概要（年 1 回 通常休日午前から実施）

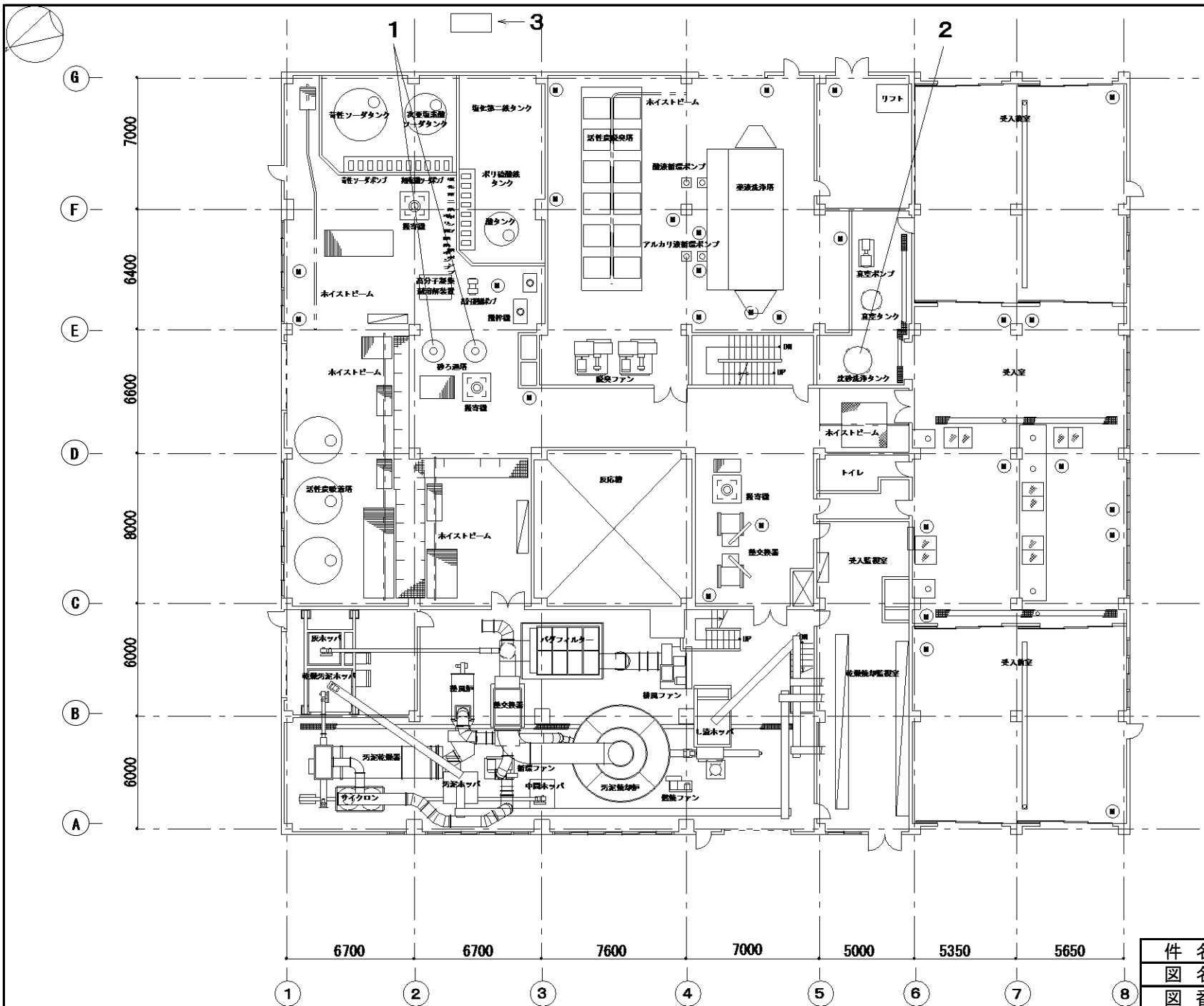
脱気槽及びスカムピット清掃

- ① 槽内の上澄み液を強力吸引車等により甲の指示する槽（濃縮汚泥貯槽、脱水分離液槽等）に移送する。
- ② 槽内堆積残渣物を強力吸引車等により甲の指示する槽（沈砂槽等）に移送する。
- ③ 槽内に入り、高圧洗浄機等を用いて槽内を清掃する。また、甲の指示する槽内の配管も清掃すること。
- ④ 洗浄により槽内に溜まった水等を強力吸引車等により甲の指示する槽（脱水分離液槽等）に移送する



NO.	設備名称	有効容量
1	沈砂槽	7.2m³
2	し尿受入槽	82.0m³
3	浄化槽汚泥受入槽	46.8m³
4	し尿貯留槽	305.2m³
5	浄化槽汚泥貯留槽	160.2m³
6	濃縮汚泥貯留槽	208.5m³
7	雑排水槽	444.1m³
8	吸着処理水槽	68.1m³
9	ろ過処理水槽	31.1m³
10	脱水分離液槽	237.2m³
11	ろ過原水槽	18.2m³
12	汚泥分離槽	512.0m³
13	混和槽	3.5m³
14	凝集槽	9.0m³
15	脱気槽	47.7m³
16	凝集沈殿槽	112.2m³
17	第2攪拌槽	239.7m³
18	曝気槽	240.1m³
19	第1攪拌槽	150.7m³
20	反応槽	263.3m³
21	汚泥濃縮槽	38.5m³
22	受水槽	50.4m³
23	放流ビット	5.7m³
24	スカムビット	20.4m³





NO.	設備名称	有効容量
1	砂ろ過塔	
2	沈砂洗浄タンク	
3	管理棟汚水槽	2.88m³

件名	米子浄化場槽清掃及び槽内清掃残渣物収集運搬業務
図名	処理棟1階配置図
図番	2/2
鳥取県西部広域行政管理組合	

令和 4 年 3 月 1 5 日

入 札 書（第 回）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成 8 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号）第 2 条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和 3 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 7 号）第 2 条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件 名	米子浄化場槽清掃及び槽内清掃残渣物収集運搬業務
業 務 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 米子浄化場槽清掃及び槽内清掃残渣物収集運搬業務
- 2 入 札 日 令和4年3月15日
- 3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日

令和4年3月14日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広施11
案 件 名	米子浄化場槽清掃及び槽内清掃残渣物収集運搬業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。